

第7期柳川市障がい福祉計画
第3期柳川市障がい児福祉計画

素案

令和6（2024）年●月

柳川市

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 計画の基本理念.....	4
7 計画の基本目標.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
1 人口・世帯.....	6
2 障がい者手帳等の所持者数.....	8
3 地域資源の状況.....	12
第3章 福祉サービス等の数値目標.....	15
1 障害者総合支援法等に基づくサービス.....	15
2 第6期の実績と令和8年度の数値目標の設定.....	16
3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績と見込みエラー！ブックマークが定義されて いません。	
4 その他..... エラー！ブックマークが定義されていません。	
5 地域生活支援事業..... エラー！ブックマークが定義されていません。	
6 児童福祉法上のサービス等の見込み..... エラー！ブックマークが定義されていません。	
第4章 計画の推進.....	31
1 計画の総合的な推進体制.....	31
2 計画の実施状況の検証.....	32
参考資料.....	33
1 柳川市障がい者自立支援協議会要綱.....	33
2 柳川市障がい者自立支援協議会委員名簿.....	36
3 策定経過.....	37

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、制度を整備してきました。

平成25年には、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。その後も、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

障害者総合支援法は令和4年12月には改正され、障がい者等の地域生活や就労の支援を強化することなどにより、障がい者等の希望する生活を実現できるように、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等に取り組むこととされ、令和6年4月に施行されます。

柳川市（以下「本市」という。）では、平成30年3月には、平成30年度から9年間の障がい者福祉施策の指針となる「柳川市障がい者福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、様々な施策を推進しているところです。また、障がい福祉サービス等の確保と障がい児支援の提供体制の確保に関する実施計画である「第6期柳川市障がい福祉計画・第2期柳川市障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。このたび、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「第6期柳川市障がい福祉計画・第2期柳川市障がい児福祉計画」が期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「第7期柳川市障がい福祉計画・第3期柳川市障がい児福祉計画」を策定し、引き続き、病気や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指して取り組んでいくこととします。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

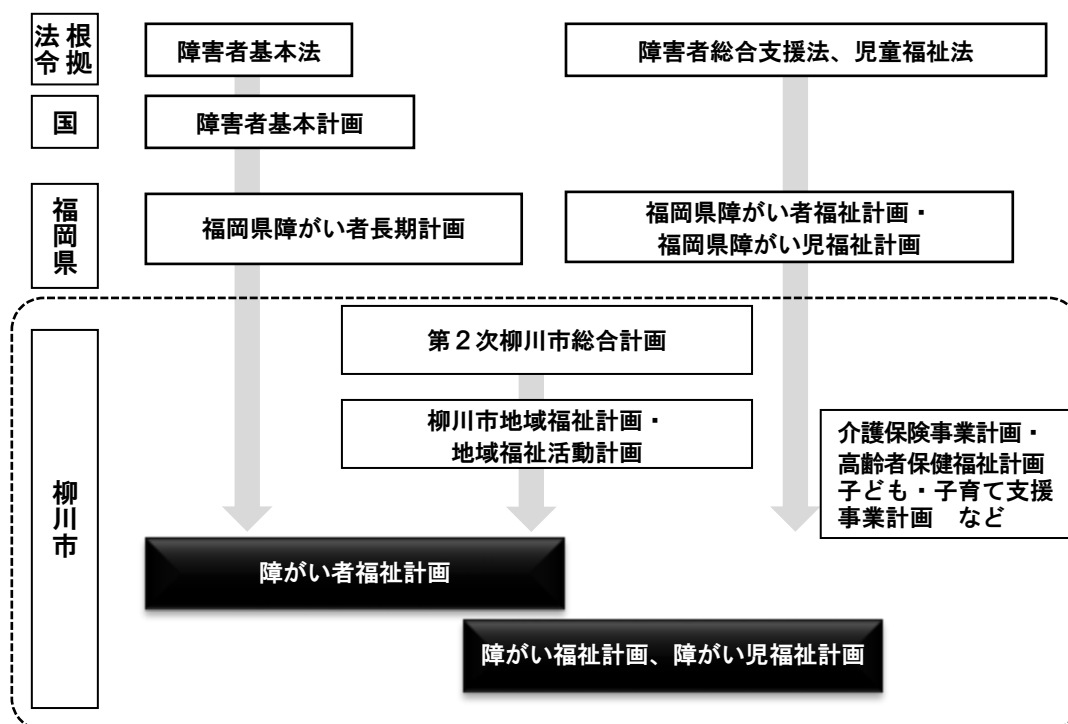
障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第 2 次柳川市総合計画」・「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、福岡県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障がい者福祉の大綱を示す計画として、市の障がい者福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者福祉計画」に沿って、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定め、総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>



3 計画の期間

計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ計画を見直します。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
柳川市障がい者福祉計画（9年間）									
第4期	第 5 期		第 6 期			第7期柳川市障がい福祉計画（3年間）			
-	第 1 期		第 2 期			第3期柳川市障がい児福祉計画（3年間）			

4 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

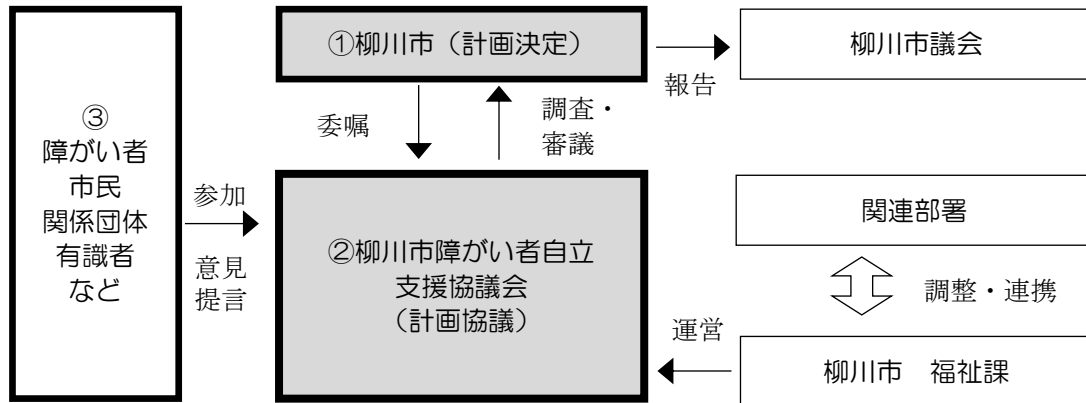
- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい（発達障がいを含む）者
- 難病患者等
- その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学識経験者、障がい者当事者団体などの参画を得て「柳川市障がい者自立支援協議会」を設置し、本市の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。その後、その計画案へのパブリックコメントを実施し、広く市民の方からのご意見をいただき、市長の承認を経て計画を決定します。決定した計画は市議会に報告します。



6 計画の基本理念

「柳川市障がい者福祉計画」に掲げているとおり、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

【 基本理念 】

障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川

7 計画の基本目標

「柳川市障がい者福祉計画」の基本理念に基づき、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

基本目標2 いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、高齢者なども含めた全ての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人も気軽にまちに出ることが、ノーマライゼーションの第一歩です。そして市民一人ひとりが共に尊重し合い、支え合う気持ちがこれを推進していきます。

基本目標3 支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように努めます。

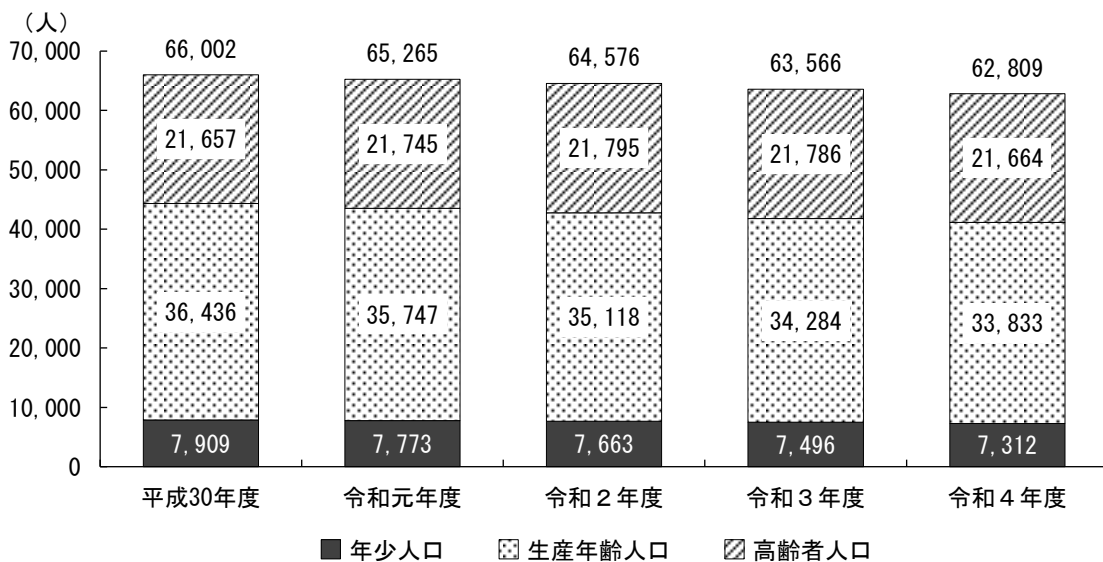
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成30年度の66,002人から令和4年度は62,809人と、3,193人減少しています。年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いているのに対して、高齢者人口（65歳以上）は令和2年度まで増加が続いていましたが、令和3年度以降は減少に転じています。

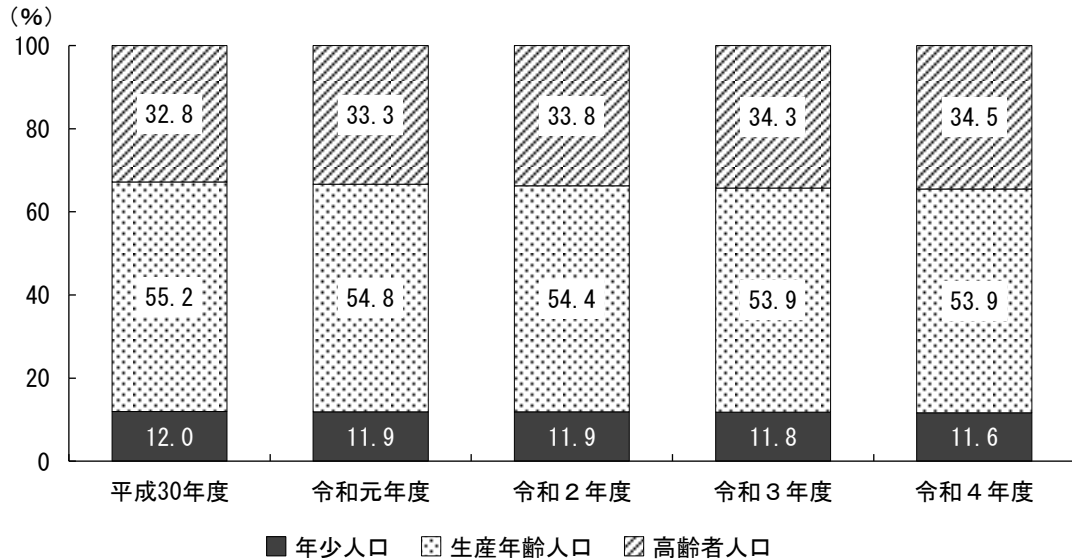
■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は徐々に低下しているのに対して、高齢者人口（65歳以上）は上昇が続いており、令和4年度は34.5%となっています。

■ 年齢3区分別人口構成比の推移

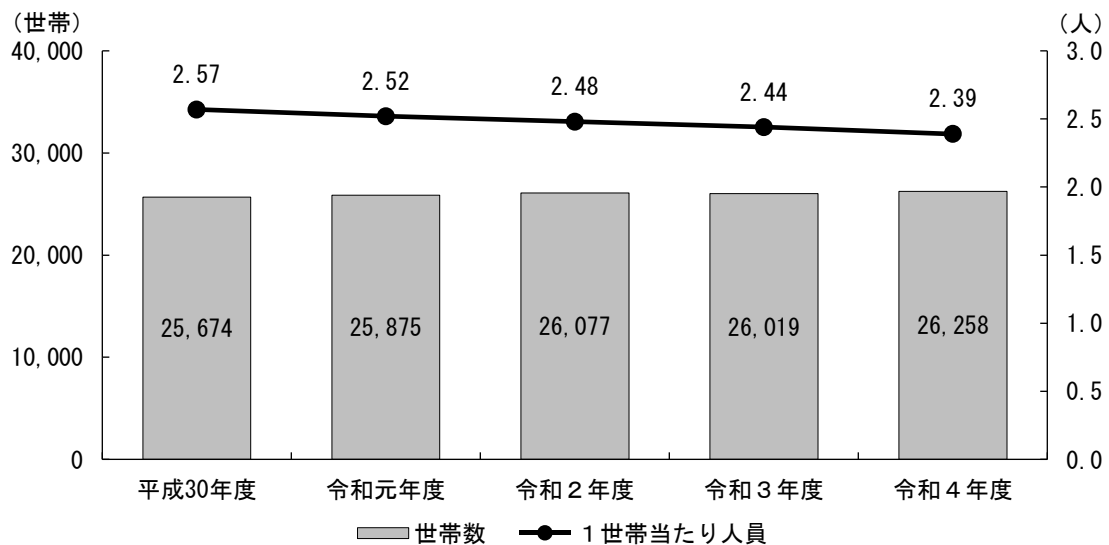


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 世帯の状況

世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は増加傾向となっており、平成30年度の25,674世帯から令和4年度は26,258世帯と、584世帯増加しています。1世帯当たり人員は、平成30年度の2.57人から令和4年度は2.39人と、減少が続いています。

■ 世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2 障がい者手帳等の所持者数

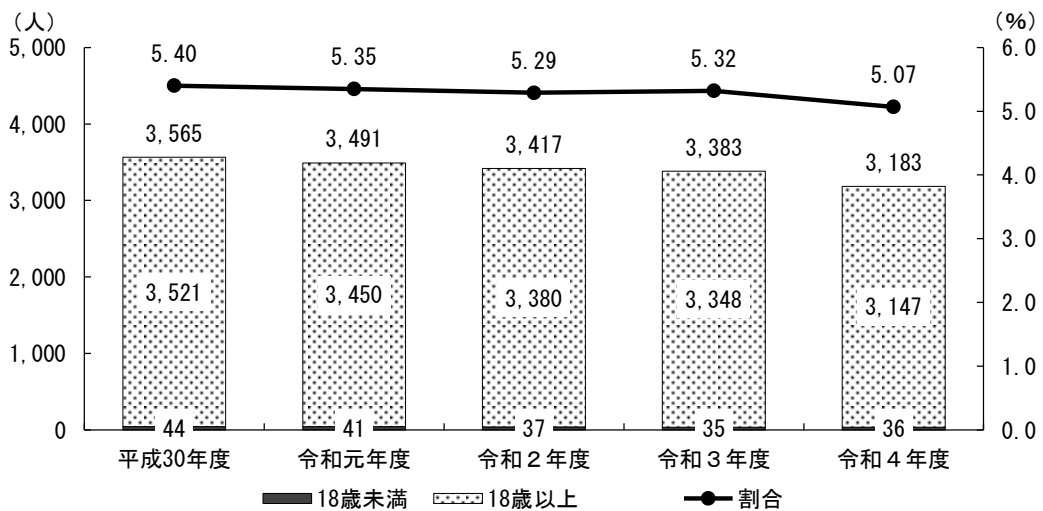
(1) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少が続いており、平成30年度の3,565人から令和4年度は3,183人となっています。総人口に対する割合は低下傾向で、平成30年度の5.40%から令和4年度は5.07%となっています。また、年齢層別では、18歳以上が多数を占めています。

等級別では、全ての等級で減少傾向となっており、令和4年度は1級が927人で最も多く、次いで4級が797人となっています。

種類別では、音声・言語機能障害はほぼ横ばいで、そのほかは減少傾向となっており、令和4年度は肢体不自由が1,650人で最も多く、次いで内部障害が1,027人となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1 級	1,033	1,025	994	998	927
	2 級	565	544	518	506	469
	3 級	546	528	533	516	483
	4 級	876	860	845	838	797
	5 級	301	293	289	291	281
	6 級	244	241	238	234	226
種類別	視覚障害	271	249	225	211	190
	聴覚・平衡機能障害	302	306	298	292	282
	音声・言語機能障害	37	36	37	36	34
	肢体不自由	1,863	1,825	1,782	1,746	1,650
	内部障害	1,092	1,075	1,075	1,098	1,027
合計		3,565	3,491	3,417	3,383	3,183

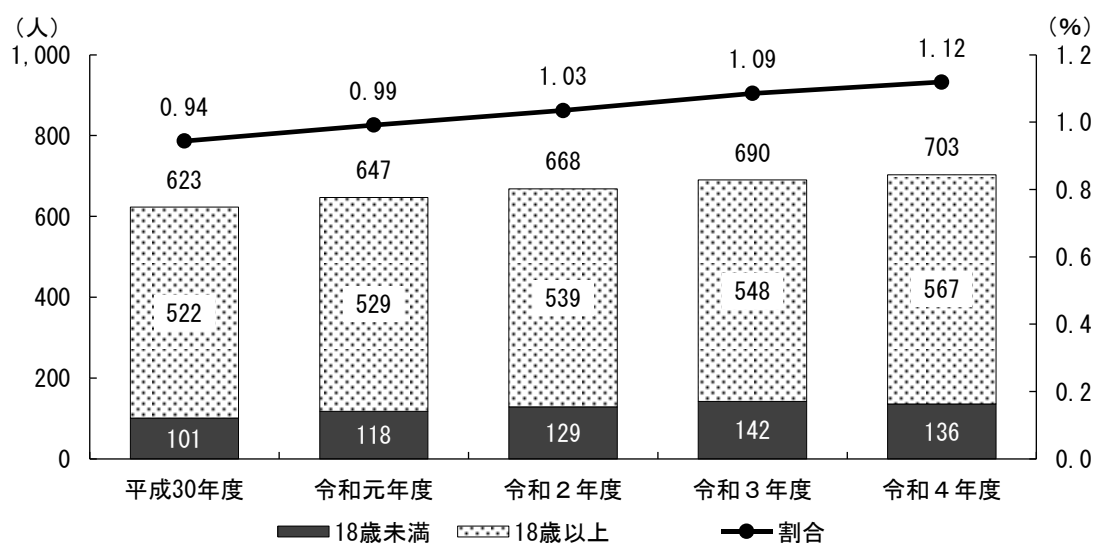
資料：柳川市福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、療育手帳所持者数は増加が続いており、平成30年度の623人から令和4年度は703人となっています。総人口に対する割合は上昇が続き、平成30年度の0.94%から令和4年度は1.12%となっています。また、年齢層別では、18歳未満は増加が続いていましたが、令和4年度は減少しており、18歳以上は増加が続いています。

程度別では、A判定は令和元年度に増加した後はほぼ横ばいが続き、令和4年度は335人となっており、B判定は増加傾向で、令和4年度は368人となっています。

■療育手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
程度別	A判定	308	334	336	338	335
	B判定	315	313	332	352	368
合計		623	647	668	690	703

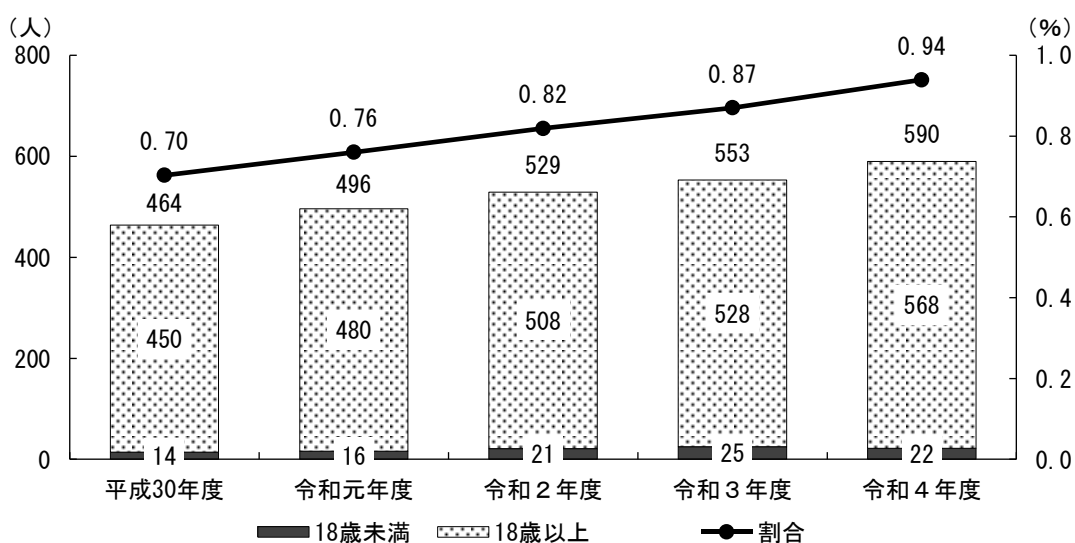
資料：柳川市福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いており、平成30年度の464人から令和4年度は590人となっています。総人口に対する割合は上昇が続き、平成30年度の0.70%から令和4年度は0.94%となっています。また、年齢層別では、18歳未満は増加が続いていましたが、令和4年度は減少しており、18歳以上は増加が続いています。

等級別では、2級及び3級は増加が続き、令和4年度は2級が387人、3級が151人となっており、1級は年による増減はありますが増加傾向で、令和4年度は52人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	47	51	54	49	52
	2級	329	352	361	385	387
	3級	88	93	114	119	151
合計		464	496	529	553	590

資料：柳川市福祉課（各年度末現在）

(4) 難病患者等

本市の特定医療（指定難病）受給者証の所持者は、令和4年6月1日現在で578人です。また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は令和5年3月31日現在で43人です。

医療費助成の対象となる疾病は、平成26年12月までは56疾病でしたが、対象疾病の見直しがなされ、令和3年には338疾病が助成対象疾病となっています。

一方、平成25年4月、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになりました。当初の対象疾病は130疾病でしたが、見直しを受け令和3年には366疾病に拡大されています。

■特定医療（指定難病）受給者証の所持者数

(単位：人)

疾患群	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
神経・筋	182	191	197	205	197
代謝系	8	9	12	13	13
皮膚・結合組織疾患	21	21	6	7	8
免疫系	75	76	91	92	84
循環器系	8	6	7	7	11
血液系	11	11	17	18	18
腎・泌尿器系	6	9	14	15	16
内分泌系	8	10	17	18	18
呼吸器系	19	17	20	21	20
視覚系	14	10	9	9	10
消化器系	109	110	113	118	125
骨・関節系	45	40	40	41	41
聴覚・平衡機能系	—	—	5	11	17
合計	506	510	548	575	578

資料：南筑後保健福祉環境事務所（各年度6月1日現在）

※平成29年4月⇒330疾病、平成30年4月⇒331疾病、令和元年7月⇒333疾病、令和3年11月⇒338疾病へそれぞれ拡大。

■小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数

(単位：人)

疾患群	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 悪性新生物	6	7	8	7	9
2 慢性腎疾患	2	2	2	0	0
3 慢性呼吸器疾患	1	1	1	1	1
4 慢性心疾患	6	6	9	4	4
5 内分泌疾患	13	11	13	13	13
6 膠原病	2	4	4	3	1
7 糖尿病	1	1	1	0	0
8 先天性代謝異常	0	0	1	1	1
9 血液疾患	3	2	2	2	2
10 免疫疾患	4	3	3	3	3
11 神経・筋疾患	1	1	2	3	2
12 慢性消化器疾患	0	2	2	4	7
合計	39	40	48	41	43

資料：南筑後保健福祉環境事務所（各年度3月31日現在）

※平成29年4月⇒14疾患群722疾病、平成30年4月⇒16疾患群756疾病、令和元年7月⇒16疾患群762疾病へそれぞれ拡大。

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

市内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

■障がい福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数（か所）
居宅介護	9
重度訪問介護	6
同行援護	1
行動援護	1
重度障害者等包括支援	0
生活介護	6
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	0
就労移行支援	1
就労継続支援A型	5
就労継続支援B型	10
就労定着支援	1
療養介護	1
短期入所（福祉型、医療型）	5
自立生活援助	0
共同生活援助	10
施設入所支援	3
地域生活支援拠点等	0
計画相談支援	6
地域移行支援	5
地域定着支援	5
児童発達支援	6
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	13
保育所等訪問支援	2
居宅訪問型児童発達支援	0
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	2
障害児相談支援	4

資料：福岡県指定事業所一覧（令和5年8月1日現在）

(2) 地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

■地域生活支援事業提供事業所

【必須事業】

事業項目	事業所数（か所）	備 考
理解促進研修・啓発事業	1	
自発的活動支援事業	1	
相談支援事業	1	
成年後見制度利用支援事業	0	
成年後見制度法人後見支援事業	0	
意思疎通支援事業	1	
日常生活用具給付等事業	30	
手話奉仕員養成研修事業	1	
移動支援事業	8	
地域活動支援センター機能強化事業	0	

【任意事業】

事業項目	事業所数（か所）	備 考
日中一時支援	8	
点字・声の広報等発行	1	

(3) 相談支援

障がいに関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

■相談支援事業所

事業所区分	事業所数（か所）
指定特定相談支援事業所	6
指定障害児相談支援事業所	3
指定一般相談支援事業所	6

資料：福岡県指定事業所一覧（令和5年8月1日現在）

(4) 福祉避難所

災害時の「福祉避難所」「福祉避難施設」は以下のとおりです。ただし、災害の規模や災害時の情勢によって開設されており、全ての災害時において開設されていないのが現状です。

今後も、障がいのある方や高齢者などの要支援者優先の避難所の確保に向け、担当部署と協議を進めます。

■福祉避難所（避難行動要支援者用）

	施設名	所在地	電話番号	床面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	階層
1	柳川総合保健福祉センター	柳川市上宮永町 6-3	75-6200	322	53	2階建
2	大和総合保健福祉センター	柳川市大和町栄 234	76-4833	196	32	2階建
3	三橋総合保健福祉センター	柳川市三橋町正行 476	72-7111	129	21	2階建

資料：柳川市地域防災計画

■福祉避難施設（大規模災害時/障がい用）

	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員 (人)	階層
1	第二白梅学園	柳川市矢加部 539	72-0012	1	2階建
2	第三白梅学園	柳川市矢加部 539-1	74-0035	2	2階建
3	養徳苑	柳川市東蒲池 265	73-3043	5	2階建
4	健康荘	柳川市金納 301-5	74-1766	4	3階建
5	第1宝箱 そらまめ	柳川市三橋町蒲船津 1237-7	73-8849	3	2階建

資料：柳川市地域防災計画

【参考】

●第1次避難所（自主避難施設）

市民文化会館、大和生涯学習センター、三橋生涯学習センター、地域子育て支援拠点「このゆびとまれ」、各地区のコミュニティセンター

●第2次避難所（大規模災害時）

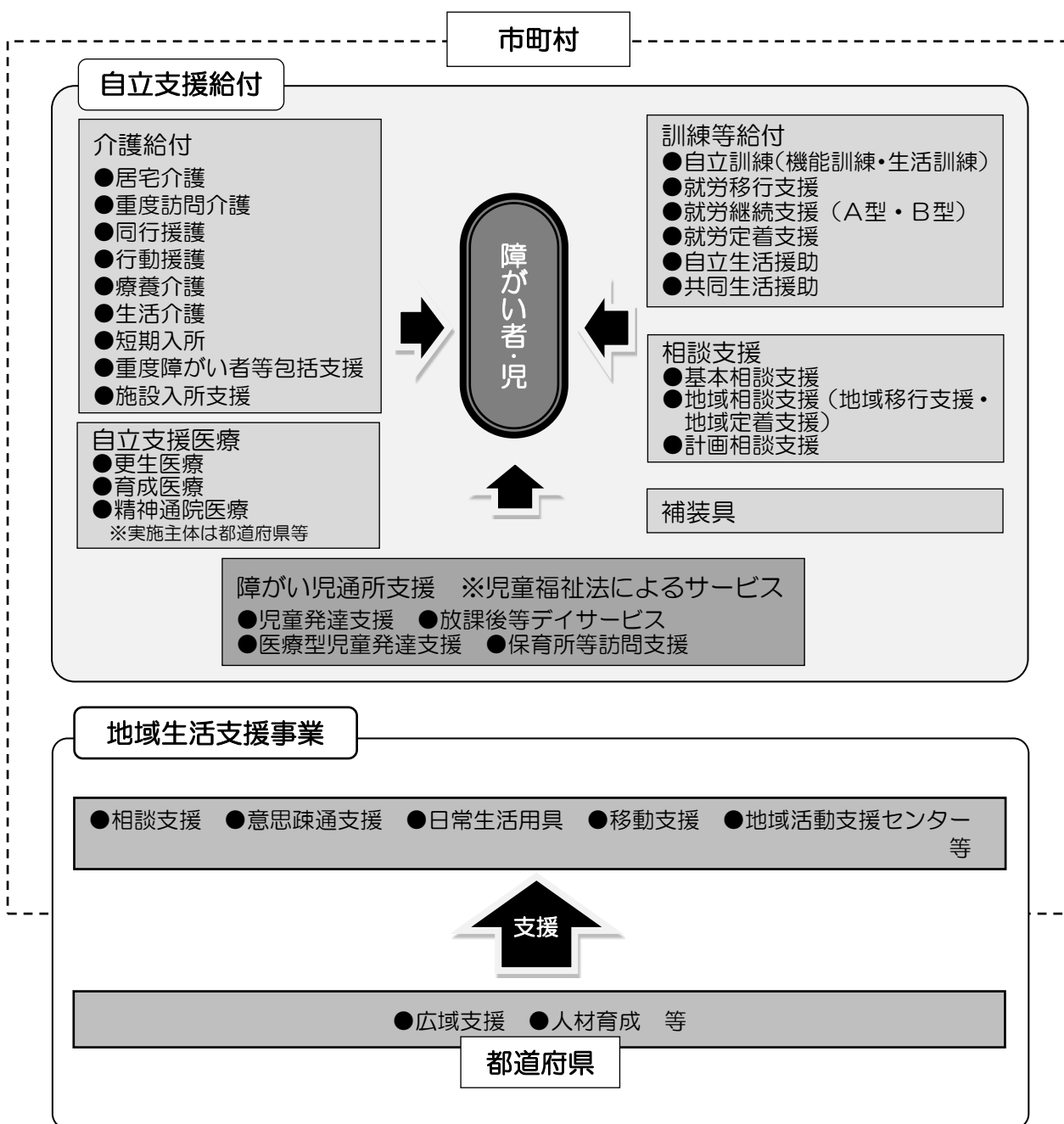
市内各地区小・中学校、市民体育館、大和B&G海洋センター、三橋体育センター

第3章 福祉サービス等の数値目標

1 障害者総合支援法等に基づくサービス

障害者総合支援法等によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

なお、自立支援給付は「障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）」「自立支援医療」「補装具」に分けられます。



2 第6期の実績と令和8年度の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和8年度末における数値目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期において、施設入所者数の削減数及び地域移行者数を目標値に掲げていましたが、施設入所者数の削減は達成しているものの、地域移行者の数値は達成できていない状況です。そこで、地域移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとなっています。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実 績※	達成度
令和5年度末の施設入所者数	令和元年度 125 人 を 119 人へ	114 人	104.3%
施設入所者数の削減見込	6 人	11 人	183.3%
令和2年度から令和5年度末までの地域生活移行者数	8 人	5 人 (GH4 人、在宅1 人)	62.5%

※令和5年10月までの実績

【第7期の目標】

項 目	数 値	備 考
令和8年度末の施設入所者数（目標）	111 人	
令和8年度末の時点で、令和4年度末時点の施設入所者数からの削減見込	6 人	令和4年度末の5%以上削減（117人×5%）
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域社会へ移行見込	7 人	令和4年度末の6%以上削減（117人×6%）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。第6期においては、支援体制を構築することができていないため、引き続き、本市においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムを構築することを目標としていきます。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実 績	達成度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置できず	0%

【第7期の目標】

項 目	目 標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和8年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入れ対応体制の確保など、今後障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もあります。）をいいます。本市においても平成31年4月より拠点事業の面的整備を始めており、第6期において、コーディネーターの配置も達成できている状況です。今後は、さらなる面的整備の更なる充実を目指していきます。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実 績	達成度
地域生活支援拠点の整備数	1か所 (コーディネート施設)	1か所	100%
運用状況の検証・検討実施回数	2回	2回	100%

【第7期の目標】

項 目	目 標	備考
地域生活支援拠点の整備	機能拡充	
コーディネーターを配置	1人以上	
年1回以上の運用状況の検証・検討実施回数	2回以上	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期においては、一般就労移行者については、目標値を達成できている状況です。就労定着支援については、市内の事業所が少ないこともある為、達成できていない状況です。

そこで、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度までに一般就労に移行する者の目標値について設定しています。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実 績	達成度
年間一般就労移行者数	13 人	14 人	107.6%
就労移行支援事業からの一般就労	6 人	7 人	116.6%
就労A型事業からの一般就労	6 人	6 人	100%
就労B型事業からの一般就労	1 人	1 人	100%
就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上	2 人	47.6%
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上	0	0%

【第7期の目標】

項 目	数 値	備 考
一般就労移行者数	8人	令和3年度の1.28倍以上
就労移行支援事業からの一般就労	3人	令和3年度の1.31倍 (2人×1.31)
就労A型事業からの一般就労	4人	令和3年度の1.29倍 (3人×1.29)
就労B型事業からの一般就労	1人	令和3年度の1.28倍 (0人×1.28)
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	4人	
就労移行支援事業利用修了者のうち、一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所	1か所以上	
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	1か所以上	

(5) 相談支援体制の充実強化等

令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。本市においては、第6期に「基幹相談支援センターきらり」を1か所設置し、相談支援体制の充実を図ってきたところです。障がい者やその家族にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を実施します。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実 績	達成度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回 (事業所連絡会)	100%

【第7期の目標】

項 目	目 標	備 考
基幹相談センターの設置	1か所	充実・強化
地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制の確保	有	充実・強化

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

第6期においては、県が実施する研修への参加し、サービスの向上に努めたところです。引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、体制整備をすることを目標としていきます。

【第6期の実績】

項 目	目 標	実績	達成度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人	1人	100%
福祉サービス事業所や関係自治体等との共同実施回数	1回	0回	0%

【第7期の目標】

項 目	目 標	備考
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	

3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績と見込み

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に障がい者の居宅等でサービスを受けるサービスです。

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

過去の利用実績に基づき、各サービスの見込量を算出しています。

【サービスの推移と見込み】

サービス名	単 位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	1,005	938	990	990	985	980
	人	63	63	69	65	64	63
重度訪問介護	時間	851	976	850	850	850	850
	人	6	7	6	6	6	6
行動援護	時間	48	65	70	70	70	75
	人	1	2	3	3	3	4
同行援護	時間	108	95	95	95	95	95
	人	6	6	6	6	6	6
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

【今後の方針】

事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応できる体制づくりを進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。(障がい程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象です。)
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
就労選択支援	令和7年に開始される予定で、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

【見込量の考え方】

過去の利用実績に基づき、各サービスの利用量を算出しています。

【サービスの推移と見込量】

サービス名	単位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人/月）	181	181	176	180	184	185
	うち重度障害者の利用者数（人/月）	4	5	7	9	10	11
	利用日数（人日/月）	3,691	3,657	3,587	3,650	3,700	3,750
機能訓練	利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
	利用日数（人日/月）	4	1	20	20	20	20
生活訓練	利用者数（人/月）	3	3	3	4	4	4
	うち精神障がい者の生活訓練（人/月）	2	2	3	4	4	4
	利用日数（人日/月）	47	63	47	50	50	50
就労移行支援	利用者数（人/月）	16	19	17	20	21	22
	利用日数（人日/月）	276	340	293	340	345	345
就労継続支援（A型）	利用者数（人/月）	85	98	110	110	110	110
	利用日数（人日/月）	1,703	1,940	2,000	2,000	2,000	2,000
就労継続支援（B型）	利用者数（人/月）	189	186	190	190	190	190
	利用日数（人日/月）	3,564	3,454	3,500	3,500	3,500	3,500
就労定着支援	利用者数（人/月）	3	2	1	2	3	4
療養介護	利用者数（人/月）	31	31	30	31	31	31
福祉型短期入所	実利用者数（人/月）	22	31	30	30	31	32
	うち重度障害者の利用者数（人/月）	2	2	2	21	22	23
	利用量（人日/月）	119	144	145	145	150	155
医療型短期入所	実利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
	うち重度障害者の利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
	利用量（人日/月）	0	1	1	5	5	5
就労選択支援	利用者数（人/月）	-	-	-	-	0	10

※令和5年度は見込み

【今後の方針】

地域での生活を進めていく上で、自立促進と生活改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所サービスの機会を確保できるよう努めていきます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

共同生活援助は過去の実績に基づき、見込量を算出しています。施設入所支援については、国の成果目標設定に係る基本指針に沿って見込量を算出しています。

【サービスの推移と見込量】

サービス名	単位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	101	114	115	115	120	125
うち重度障害者の利用者数	人/月	0	0	0	1	2	3
精神障がい者の共同生活援助	人/月	43	55	55	55	60	65
施設入所支援	人/月	120	116	115	113	112	111
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

【今後の方針】

市内のサービス提供事業所との連携を強化し、グループホーム事業所の新規参入促進や定員増加への環境整備を図ります。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

計画相談支援については、過去の実績等に基づき見込量を算出しています。地域定着支援については、利用実績がないことから、地域移行を進めていくことを見据えた見込量を算出しています。

【サービスの推移と見込量】

サービス名	単位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	621	640	640	645	650	655
地域移行支援	人/年	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1

※令和5年度は見込み

【今後の方針】

利用計画対象者の状況や、参入事業所の障がいの専門性等を勘案し、事業所の開拓を検討します。民間事業所における利用計画作成を支援するため、基幹相談支援センター・市・相談支援事業所の連絡会議を軸とし、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制づくりを構築していきます。

4 その他

(1) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るサービスです。

【見込量の考え方】

第6期からの新しいサービスです。下表のとおり目標を定めました。

【サービスの推移と見込量】

項目	単位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	1	1	1

【今後の方針】

第6期からの新しいサービスであるため、ニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

(2) ひきこもりの支援体制

本市では、福祉課に相談窓口を設け、日々の生活のことや仕事のことなど、話を聞かせてもらいながら、市の関係部署や県の関係機関などと連携し、解決に向けた提案や支援を行うなど、適切な支援が受けられるよう支援体制の強化を図ります。

【支援の推移と見込量】

項目	単位	第6期（実績）			第7期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
窓口相談	相談の有無	有	有	有	有	有	有
相談会の開催	回数	0	1	2	2	2	2

【今後の方針】

窓口での相談だけでなく、福岡県精神保健福祉センターや福岡県ひきこもり地域支援センター等と連携し、相談会などを開催していきます。

5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

(1) 必須事業

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	身体・知的・精神障がい児・者及び難病患者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排せつ管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）※用具は多種になります。詳細は福祉課まで。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	聴覚や視覚などを含む身体や、精神・知的に障がいがあるため、屋外での単独移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(2) 任意事業

サービス名	内 容
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や一時的な休息を確保することを目的とする事業です。
訪問入浴サービス事業	在宅の身体障がい者の身体の清潔の保持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供する事業です。
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音声翻訳等のわかりやすい方法により、必要に応じて提供する事業です。
自動車運転免許取得費の助成	障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成する事業です。
自動車改造費助成	身体障がい者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造に要する経費の一部を助成する事業です。
権利擁護の支援	障害者虐待防止法に基づき、福祉課内に虐待防止センターを設置し、通報への適切な対応により、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることのないよう取り組みます。

【サービスの推移と見込量】

	事業名	単 位	第6期（実績）			第7期（計画）			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
	相談支援事業	障がい者相談支援事業所	有無	有	有	有	有	有	有
		地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
		市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有	
	成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	有	有	
	手話通訳者派遣事業	延べ利用者数/年	211	203	210	210	215	215	
	手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	有	有	
	日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
		自立生活支援用具	件/年	6	4	4	5	5	5
		在宅療養等支援用具	件/年	9	5	3	5	5	5
		情報・意思疎通支援用具	件/年	12	2	4	5	5	5
		排せつ管理支援用具	件/年	1,541	1,457	1,300	1,300	1,300	1,300
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	1	1	1	1	1
移動支援事業	人/月	52	49	54	55	55	55		
地域活動支援センター機能強化事業	人/月	7	6	5	5	5	5		
任意事業	日中一時支援事業	人/月	36	39	35	35	35	35	
	訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1	1	1	
	声の広報等発行事業	有無	有	有	有	有	有	有	
	自動車運転免許取得費の助成	件/年	1	0	1	1	1	1	
	自動車改造費助成	件/年	1	0	1	1	1	1	
	権利擁護の支援	有無	有	有	有	有	有	有	

【今後の方針】

各サービス事業者との連携を図り、ニーズの把握に努め適切なサービスを提供していきます。

6 児童福祉法上のサービス等の見込み

(1) 第2期の実績と令和8年度の数値目標の設定

【障がい児通所支援等の地域支援体制の整備】

第2期において、児童発達支援センターの設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置を除く項目については達成できている状況です。

第3期では、達成できなかった点を踏まえ、検討を行い提供体制の整備をすることを目標としていきます。

【第2期の実績】

項 目	目 標	実 績	達成度
児童発達支援センターの設置	1か所	0	0%
保育所等訪問支援の充実	1か所	2か所	200%
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	1か所	100%
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所	100%
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	有	100%
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	0	0%

【第3期の目標】

項 目	数 値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	
保育所等訪問支援利用者の拡充	4人以上	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所以上	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	

(2) 児童福祉法上のサービス

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

サービス名	内 容
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保策については、以下のとおりとします。

【見込量の考え方】

過去の利用実績に基づき、各サービスの見込量を算出しています。

【サービスの推移と見込量】

サービス名	単 位	第2期（実績）			第3期（計画）		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
児童発達支援	人日	275	351	388	400	450	500
	人	27	38	41	45	50	60
放課後等デイサービス	人日	1,431	1,737	2,066	2,100	2,200	2,300
	人	95	123	143	145	155	165
保育所等訪問支援	人日	1	2	2	2	3	4
	人	1	1	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	173	195	195	200	210	220

※令和5年度は見込み

【今後の方針】

障がい児への支援や社会参加を推進するため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所との連携を図ります。事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。新しいサービスについては、今後ともニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

第4章 計画の推進

1 計画の総合的な推進体制

(1) 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

本計画の推進に当たっては、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な協力体制を確保するとともに、行政と市民・障がい者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障がい者の地域での自立生活を支援する体制を整えていきます。

(2) 障がい者自立支援協議会

計画の進行管理については、柳川市障がい者自立支援協議会に現況を報告し、いただいたご意見を計画推進に活用していきます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、必要な専門部会を設置し、適切な自立支援協議会の運営に努めます。

(3) 国の動向に対応した見直しについて

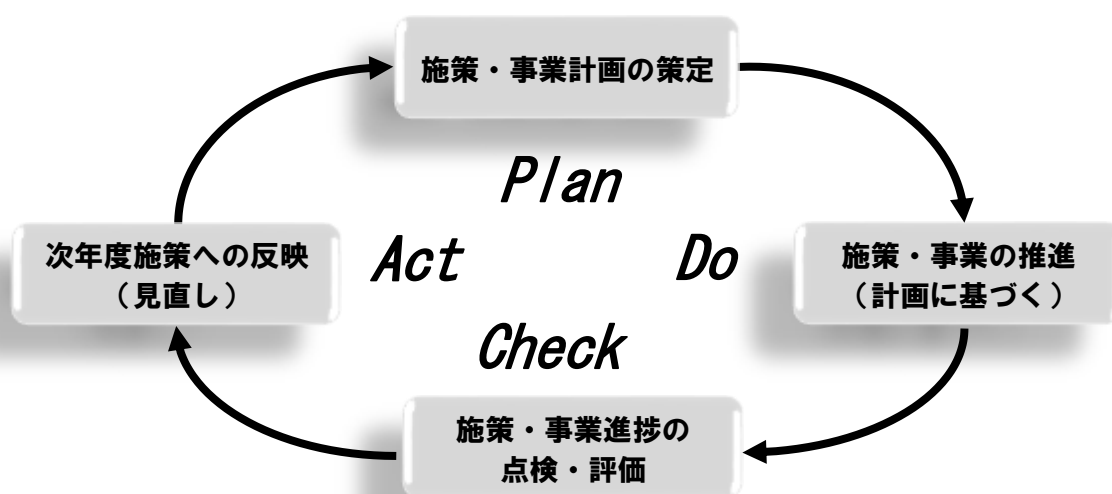
国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本計画においても必要に応じて見直し等を行います。

また、それに関連する情報等においてもホームページや広報等において情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

2 計画の実施状況の検証

本計画の実施状況については、柳川市障がい者自立支援協議会を中心に、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等サービス提供状況の報告及び検証することとし、必要に応じて障がい者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の意見を聞く機会を設けます。

なお、これらは、国の基本指針を踏まえた「PDCAサイクル」のプロセスを用いたものとし、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



参考資料

1 柳川市障がい者自立支援協議会要綱

平成19年3月30日

告示第59号

改正 平成24年2月8日告示第8号

平成30年6月20日告示第76号

令和2年3月12日告示第29号

令和2年11月25日告示第164号

(設置)

第1条 柳川市に居住する障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業をいう。以下同じ。）の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として柳川市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業に関する事業評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障害者福祉計画に関する協議等
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関する協議等
- (6) その他障害福祉の推進のために必要な協議、調整等

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別ケア会議)

第7条 第2条各号に掲げる事項に係る個別的案件について協議するため、協議会において必要と認めるときは、臨時に個別ケア会議を置くことができる。

2 個別ケア会議は、協議会の委員及び委員の関係団体の職員のうち、当該案件の協議に必要な関係者をもって組織する。

3 個別ケア会議は、その設置目的を達成したときに解散する。

(守秘義務)

第8条 協議会及び個別ケア会議の委員は、会議等において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会及び個別ケア会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月8日告示第8号)

この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月20日告示第76号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月12日告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月25日告示第164号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

柳川市障がい者自立支援協議会委員構成

相談支援事業者
障害福祉サービス事業者
保健・医療機関関係者
教育・雇用機関関係者
障害当事者団体関係者
権利擁護団体関係者
地域ケアに関する学識経験者
関係行政機関の職員
その他協議会の目的を達成するため市長が必要と認める者

備考 この表において「地域ケア」とは、障害者、高齢者等が、介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で介護予防及び支援に取り組むことをいう。

2 柳川市障がい者自立支援協議会委員名簿

構成	団体名	役職	氏名	備考
相談支援事業者(1)	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	会長	大坪 正明	会長
障害福祉サービス事業者(3)	社会福祉法人 学正会	第三白梅学園 施設長	伊藤 直樹	
	社会福祉法人 高邦福祉会 柳川療育センター	施設長	石橋 大海	
	社会福祉法人 かおりの里		櫻井 優一	
保健・医療機関関係者(1)	社団法人 柳川山門医師会	甲斐病院 院長	島田 洋	
教育・雇用機関関係者(2)	厚生労働省 福岡労働局 大牟田公共職業安定所	統括職業指導官	伊藤 義祐	
	福岡県立柳河特別支援学校	校長	熊川 宏昭	
障害当事者団体関係者(5名)	柳川市身体障害者福祉協会	会長	石橋 英敏	副会長
	全国ポリ才会連絡会		城村 尋恵	
	柳川市障がい児(者)親の会「さくらんぼ」	会長	椛島 フチ子	
	みやま市柳川市精神障害者地域家族会 友和会	会長	中村 昭則	
	柳川市発達障がい児・者支援親の会「ひまわり」	代表	大曲 ゆかり	
地域ケアに関する学識経験者(2)	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	健康増進課 精神保健係長	田中 新一	
	柳川市民生委員児童委員協議会	理事	大橋 由美子	

3 策定経過

年月日	会議等の名称	概要
令和5年 10月12日	令和5年度 第1回柳川市障がい者 自立支援協議会	○専門部会等の中間報告について <ul style="list-style-type: none"> ・くらし支援部会 ・こども支援部会 ・しごと支援部会 ・地域生活支援拠点整備部会 ・医療的ケア児等支援部会 ○第7期柳川市障がい福祉計画、第3期柳川市障がい児福祉計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画のたたき台 ・今後のスケジュール
令和6年 2月7日	令和5年度 第2回柳川市障がい者 自立支援協議会	○専門部会等の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・くらし支援部会 ・こども支援部会 ・しごと支援部会 ・地域生活支援拠点整備部会 ・医療的ケア児等支援部会 ○第7期柳川市障がい福祉計画・第3期柳川市障がい児福祉計画(素案)について ○パブリックコメント実施要項(案)について
令和6年2月13 日～3月12日	パブリックコメント	

第7期柳川市障がい福祉計画
第3期柳川市障がい児福祉計画

<発行年月>令和6（2024）年●月

<編集・発行>柳川市 保健福祉部 福祉課

〒832-8601

福岡県柳川市本町 87 番地 1

電話番号：0944-77-8514